

町政執行方針

なお、移住を希望する方々の多く
のニーズが「中古物件」の賃貸
や取得であります、本町では対
応できる物件が少ない状況にあ
りますので、移住を希望する方の
ニーズへの対応と即効性のある
新たな人口増加策として、空き家
を有効活用した賃貸住宅の整備
が適当との考え方から、国の助成を
活用できる旧教員住宅を資源と
して改修を行うこととし、各種入
居要件に基づき若年世帯の移住
による人口確保や空き家住宅の
解消、さらに町内企業への経済効
果も見込めることから、市街地
(北星町) の旧教員住宅 7 棟を改
修し、移住者専用住宅に転用して、

一元化は新冠町の実態にも合うことから、保育所単独整備では無く「認定こども園」として整備することとし、平成23年4月の開設に向けて、各種準備作業を取り進めているところであります。

認定こども園は、「幼稚園」と「保育所」の機能に加え、現在町民センターで行っている「子育て支援」の3つの機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもの教育及び保育を一体的に提供するとともに、すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場を提供しようとするものです。

次代を担う子ども達に、より良

5名の定員を予定しております。
なお、朝日地域保育所は、施設の老朽化が著しく良好な保育環境を提供できないものと判断し、平成24年3月をもって閉所することとしております。また、美宇地域保育所は、新冠町地域保育所開設要領に定める開設入所幼児数10人を下回った場合は開設しないこととしておりますが、最終的には平成23年秋に翌年度以降の入所見込み幼児数を見て判断することとしております。

加えて、地域保育所の閉所に伴う、認定子ども園への通園は、通園バスによる通園対策を講じることとしております。

減による酪農・畜産振興の一役を担つてまいりましたが、公共牧場を利用している町内農家は、高齢化や後継者不足等により年々減少し、戸当たり飼養頭数の増加に伴う労働力負担や配合飼料の高騰などから、地域内における粗飼料供給の重要性が増しておりますので、これまでの放牧預託を通じた酪農畜産経営の寄与に加え、粗飼料供給基地としての役割も視野に入れた草地基盤整備を行うことにより、牧養力の向上による優良な粗飼料の確保と地域内の自給飼料割合を高めてまいります。

④開町130年並びに町制施行50年について

本町は、平成23年度に開町130年並びに町制施行50年を迎えることになりますので、本年度の取り組みについて申し上げます。

本町は、明治14年9月5日（西暦1881年）新冠郡各村戸長役場が高江の地（現在の新冠市街地）に設置されてから平成23年（西暦2011年）で開町130年を迎えるとともに、昭和36年9月1日（西暦1961年）に町制施行されてから50年を迎えることになります。

この間、昭和56年9月1日（西暦1981年）に開町100年を



平成 22 年度町政執行方針

『笑顔あふれるレ・コードなまちにいかっぷ』 の実現に向けて

はじめに

昨年4月の私の1期目の任期満了に伴う改選をおきまして、町民の皆さんをはじめ関係各位のご支援と心温まるご厚情を賜り、2期目の町政を担わせて頂き、1期4年間の実績と新冠町への想いや町政推進の取組などに多くの皆さんのご協力、ご支援を頂きながら新しい新冠の創造、そして誇りと希望のもてるふるさとづくりを継続させながら職員ともども全力で町政を推進させているところであります。

平成12年度からスタートした第4次新冠町総合計画が平成21年度をもつて終えようとしてお

年月を経て、私は町長としては後半の5年間携わりましたが、この間社会経済情勢が不安定な中において、一昨年の金融危機などが追い打ちをかけ、厳しい行財政運営でありました。議員各位をはじめ多くの町民の方々のご理解とご協力を頂き、一次産業の振興、福祉、教育など各種事業に可能な限り予算を配分し、施策の展開に全力で取組んでまいりました。平成22年度をスタートとする第5次新冠町総合計画は、第4次新冠町

加促進に積極的に取組み、本計画の 10 年後の想定人口 5,500 人を確保できるよう最善を尽くしてまいります。

一方、日本の景気は、持ち直しつつあるものの依然として高い失業率や下落傾向にある物価水準など厳しい状況にあり、先行きも雇用環境の一層の悪化をはじめ円高ドル安、デフレによる景気抑制圧力の拡大、財政の悪化等に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が多く存在しております。

このような中で、国民の将来不安はますます増大しており、さらに中長期的には、日本社会は人口減少と超高齢化が同時に進行するという人類史上例のない事態を迎えております。

また、昨年の衆議院議員選挙で「地域主権」の確立を掲げた民主党政権が政権交代を実現し、当地選出の鳩山首相が誕生し政権を担つたところであります。

政府は「地域主権の確立」を実現することは、国のかたちの一大改革であり、改革の1丁目1番地としており、「義務付け・権限付けの見直しと条例制定権の拡大」、「国と地方の協議の場」などを中心とする地方分権改革推進計画を決定し、「地域のことは、地域に住む住民が決める」、「このことを「地域主権」の要とし、今後は地域主権戦略の工程表に従い政治主導で集中的かつ迅速に改革を進め

הנִזְקָנָה

してきましたところ、徐々に浸透しつつある状況ですが、今後もこの制度を利用して頂き、さらなる進展に期待するところであります。このことが、協働のまちづくりを推進させる原動力となり、いきいきとした地域づくりに繋がり、地域の活性化が図られるものと思ております。

一方、時代の潮流として少子高齢化の進行と人口減少社会の到来でありますが、まちの根幹を成す人口を維持確保することは、町

私は、平成22年度の町政運営に臨むにあたって、特に次の4項目を基本姿勢として取組んでまいります。

④開町130年並びに町制施行50年について

本町は、平成23年度に開町130年並びに町制施行50年を迎えることになりますので、本年度の取り組みについて申し上げます。

本町は、明治14年9月5日（西暦1881年）新冠郡各村戸長役場が高江の地（現在の新冠市街地）に設置されてから平成23年（西暦2011年）で開町130年を迎えるとともに、昭和36年9月1日（西暦1961年）に町制施行されてから50年を迎えることになります。

この間、昭和56年9月1日（西暦1981年）に開町100年を